

令和4年第6回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和4年6月22日(水)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 菊池 すみ子
委員 樋渡 奈奈子 委員 林 幹字
委員 小野 聡子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 佐藤 良彦
次長兼教育総務課長 中野 裕夫
理事兼学校教育監 佐藤 英樹
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 内海 年一
参事兼教育総務課長補佐 松田 直樹
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐々木多恵子
- 8 開会の時刻 午後1時15分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和3年度多賀城
報告第11号 市一般会計補正予算(第3号)に対する意見)

臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経る
報告第12号 べき事件の議案の作成に係る意見(工事請負
契約の締結))

議案第15号 令和5年度多賀城市立小・中学校使用教科用
図書の採択基準について

議案第15号 多賀城市学校給食センター運営審議会の人
事について

日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和4年第5回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、小野委員、菊池委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは、令和4年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び

諸会議等の状況につきまして、報告いたします。

教育総務課関係ですが、6月4日及び5日の2日間にわたり、「第26回多賀城市中学校総合体育大会」が市内各中学校、中央公園、総合体育館等で開催され、熱戦が繰り広げられました。

6月9日から22日まで14日間の会期で、「令和4年第2回多賀城市議会議定例会」が開催されました。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）」、「工事請負契約の締結」について、本会議及び予算特別委員会で審議されました。一般質問は、6月15日及び17日に行われ、教育委員会関係は5名から6件の質問が行われました。回答要旨は別紙のとおりです。

前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況は、別表のとおりです。

生涯学習課関係ですが、6月1日、「青少年健全育成センター運営協議会」を開催し、令和3年度の事業報告、令和4年度の事業計画案などが承認されました。

6月9日、「令和4年度少年の主張多賀城大会」を東豊中学校で開催し、当校の生徒と来賓者も含め約240名が参加しました。第二中学校の庄司ひかりさんが優秀賞に選ばれ、7月5日に大郷中学校で開催される仙台地区大会に出場します。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係ですが、5月26日、古代米の田植えを特別史跡内の市川字館前地区で実施し、歴史的食文化体験学習として城南小学校の5年生131名が参加しました。

6月11日から7月31日まで、速報展「発掘された遺跡－令和3年度の調査成果－」を埋蔵文化財調査センター展示室で開催しています。

令和4年6月22日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計
報告第11号 補正予算（第3号）に対する意見）

教育長

次に、臨時代理事務報告第11号「臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、5ページをお願いします。

臨時代理事務報告第11号「臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）に対する意見）」を説明させていただきます。

これは、令和4年5月27日付けで、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、「令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）」の調製について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

6ページをお願いします。

こちらが臨時代理書で、「令和4年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）」の調製について、令和4年5月27日付けで、異議ない旨、回答しております。

それでは、「令和4年度一般会計補正予算（第2号）」のうち、教育委員会所管に係る内容を御説明いたします。

はじめに、11ページをお願いします。

第1条の歳入歳出予算の補正額ですが、歳入、歳出それぞれ5億6,707万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を280億3,407万3,000円とするものです。

次のページをお願いします。

こちらが、歳入予算の総括表でございます。一番下の太枠の歳入合計の欄ですが、ただいま申し上げました今回の歳入補正予算額及び補正予算計上後の歳入予算の総額を表したものでございます。

なお、今回、教育委員会関連の歳入予算につきましては、この後、歳出予算の中で説明させていただきますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金に記載の補正予算額3億4,313万9,000円の中の一部として、1,765万4,000円計上してございます。

次のページをお願いします。

こちらが、歳出予算の総括表でございます。一番下の合計欄に記載の金額につきましては、歳入予算の合計欄と同様でございますが、うち、太枠で囲んだ10款教育費及び11款災害復旧費を御覧ください。

教育費関係の歳出補正予算額については、10款教育費全体で、太枠内の一番上の行の右から2列目に記載されていますとおり5,249万2,000円を増額し、その右隣の欄にありますとおり51億8,559万5,000円とするものです。

また、11款災害復旧費で3,223万円を増額するものです。

それでは、詳細な中身につきまして御説明いたしますので、歳出予算から18、19ページをお願いします。

10款3項1目中学校費「学校管理費」で2,426万円の増額補正です。

これは、説明欄1「学校施設維持管理事業（中学校）」で、高崎中学校の職員室内のエアコンが経年劣化により故障したことから、機器を更新するものです。なお、当該機器は、平成7年の開校から初めての更新となることを踏まえ、職員室内のエアコン設備と同じ時期に設置し同一系統にある校長室、保健室などに設置するエアコンも、あわせて更新するものです。

なお、事業の完了予定は、半導体不足の現状も視野に入れ、令和5年3月頃と見込ませていただきますが、できるだけ早期に対応できるよう努めてまいります。

また、今年の夏場においては、移動式のエアコン、これは他校で一時的に使用していたものですが、この機器を職員室内に配置することなどで、応急的な対応をさせていただく予定であります。

次のページをお願いします。

4項3目公民館費115万4,000円の増額補正です。説明欄1「山王地区公民館管理運営事業」は、本年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、エントランス、玄関口のタイルや柱にひび割れが発生していることから、利用者が快適に、安全に利用できるよう修繕するため、必要な費用を補正するものでございます。

続きまして、5項2目学校給食管理費で2,707万8,000円の増額補正です。

一つは、説明欄1「学校給食センター運営事業」で、調理室内の揚物・焼物室系統のエアコンの経年劣化に伴う機器の更新を行うものです。主なものとして、14節工事請負費等で942万4,000円を計上するものです。事業の完了予定は、令和5年3月頃を見込んでおります。

続いて、説明欄2「学校給食調理事業」1,765万4,000円の増額です。これは、学校給食に要する食材料費は、学校給食法に基づいて児童生徒の保護者

の負担とされておりますが、コロナ禍の終息の見通しがつかず、国際情勢が不安定で物価が高騰しているため、学校給食を食べる児童生徒の保護者の負担軽減策として、地方創生臨時交付金を食材費に充当し、学校給食費の負担増を求めない特例的な措置を行うこととするものです。

また、食材料費が高騰する中において、給食の質や量を落とすことなく、いわゆる栄養価を損なうことなく学校給食を提供するための経費として、12節委託料で1,765万4,000円を計上するものです。

繰り返しになりますが、これらの財源につきましては、全額国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充てられるものです。

なお、予算計上額の積算根拠につきましては、なかなか今後の物価高騰の推移が予想しがたいところではありますが、まず、主食分につきましては、宮城県学校給食会を通じての調達となるパンは、2円の値上げが既に提示されていることから、これに、さらなる今後の上昇を見込み5円増で試算しました。牛乳も、同様に現行単価の1割増しとなる約5円増を見込み試算しました。次に、副食分につきましては、令和3年度に発注したすべての食材を対象に、本年4月から6月までの入札における最高値を採用しています。同期間内でまだ発注していない食材については、昨年下半期における最高値を採用するなどをし、物価上昇分を試算しております。この試算額を児童生徒1食あたりに置き換えますと、約18円程度となるものです。

続きまして、11款2項1目公立学校施設災害復旧費で3,223万円の追加補正です。

これは、説明欄1「小学校施設災害復旧事業」で1,628万円、説明欄2「中学校施設災害復旧事業」で1,595万円の追加補正であります。いずれも本年3月16日に発生した地震被害に係る、復旧工事設計業務に要する委託料を計上するものです。

復旧工事の主な内容は、各校のエキスパンションジョイント、建物のつなぎ目を保護するものですが、この修繕、校舎の内部や外部に発生したクラックの補修などです。

今後のスケジュールですが、設計業務の完了を本年12月頃と見込んでおります。その後、受託業者からの報告を基に国の災害査定を受け、復旧工事に係る補正予算を計上させていただく予定であります。

なお、今回の補正予算で計上した内容のほか、一部、事業の継続性が危ぶまれるもの、例えば第二中学校屋内運動場の柱のコンクリート部分の欠損などですが、これは国の災害査定を待つわけにはまいりませんので、令和3年度の既存予算又は令和4年度予備費等で対応しており、遅くとも夏休み中には再開できるよう、

作業を進めております。

なお、資料の22ページから26ページにかけては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として、教育委員会所管分としては、さきほど御説明いたしました学校給食調理事業が対象となっておりますが、今般の補正予算に計上した事業の概要を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上で、臨時代理事務報告第11号「令和4年度多賀城市一般会計補正予算(第2号)」の説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。林委員。

林委員

学校給食についてですが、現在も物価高で、円安などの要因で今後も上がると思いますが、もしそれが落ち着いてデフレになったら、その時も連動するのでしょうか

教育長

次長。

次長

現時点での措置というのは、今後も右肩上がりになるであろうという状況において、その時点時点での考え方によるものになると思います。現時点においては、今の現状を踏まえ、食材費が高騰するであろうと見込まれる分を、国の財源を当て込んで補填するというものになります。

林委員

ありがとうございます。

教育長

その他ございませんか。小野委員。

小野委員

学校給食費を値上げする場合は、学校給食センター運営審議会で審議をするということになりますか。

教育長

次長。

次長

まず、プロセスについてお話させていただくと、給食費自体を見直すということになりますと、運営審議会の答申を基に行うということになります。現時点では、給食費の値上げという話よりも、今回は国の財政措置ができるということが明示されておりますので、それを基に対応しております。

小野委員

わかりました。

教育長

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第11号について承認します。

臨時代理事務 報告第12号	臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の 議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））
------------------	---

教育長

次に、臨時代理事務報告第12号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、臨時代理事務報告第12号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））」について説明させていただきます。

資料27ページを御覧ください。

臨時代理事務報告第12号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

29ページをお願いします。

令和4年6月17日付けで、市長より議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について、下段記1に記載があります「令和4年度多賀城市文化センター大ホール及び楽屋等模様替工事」について、令和4年第2回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

28ページをお願いします。

こちらが臨時代理書でございますが、最終行にありますとおり、異議がない旨を回答したものです。

工事請負契約の締結について説明しますので、31ページをお願いします。

工事請負契約の締結について、下記の工事請負契約を地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約案件ですので、議会の議決を求めたものです。

1の契約の目的は、「令和4年度多賀城市文化センター大ホール及び楽屋等模様替工事」、2の契約の方法は、総合評価方式による制限付き一般競争入札で執行しております。

3の契約金額につきましては、3億8,610万円です。

4の契約の相手方ですが、株式会社斎藤工務店となります。

32ページの入札執行調書をお願いします。

この入札におきましては、5月25日に一度、入札を執行しましたが、予定価格の範囲内での応札がなかったことから、入札不落となりました。

ここで、入札不落となった後に調整した点について説明いたします。

まずは、入札が調わなかった原因等を調査いたしました。その結果、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢などによる物価高騰によるもののほか、入札に参加した事業者と市側の積算内容に違いも見受けられました。

これらを整理した上で仕様内容を精査し、改めて6月16日、市役所5階会議室において入札を執行いたところ、落札者が決定したものでございます。

入札者及び入札価格等の結果は、調書記載のとおりです。

次に、31ページをお願いします。

総合評価方式の評価調書です。

表の1の価格以外の評価結果は、次の35、36ページに表がありますが、価格以外の評価項目及び評価基準に従いまして入札業者を評価したものです。

入札業者の評価結果は、33ページ上段の表のとおりの結果となりました。

2の価格評価結果につきましては、前のページに記載している入札価格を指標化したものです。

3の総合評価結果につきましては、1の価格以外の評価点と、2の価格評価点とを合計したもので、表に示すとおり結果となりました。

なお、価格評価点の計算方法につきましては、枠線の中に価格評価点の計算例を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

この結果を基に審査を行い、6月16日に落札者として決定し、6月17日付けで仮契約を締結したものでございます。

ここで、改めて29ページを御覧ください。

本件につきまして、本日午前中の市議会において議決されましたので、株式会社斎藤工務店と、入札価格3億5,100万円に消費税10%相当額を加えた3億8,600万円で本契約として成立しております。

次に、工事概要について説明しますので、36ページを御覧ください。

1の件名、2の施工場所、3の工事期間については、記載のとおりでございます。

4工事概要ですが、大ホール、大小ホールホワイエ、楽屋などについて、模様替えを行うものです。

まず、(1)大ホールの改修ですが、アのステージの床及び壁、イの客席の床、壁及び照明の改修、ウの親子観覧席の増設を実施いたします。

(2)大小ホールホワイエの改修ですが、アの床、壁、照明、サッシ等の改修、イの受付や授乳室の新設、ウの連結通路を設置いたします。

(3)楽屋、練習室、リハーサル室、廊下等の改修では、内装、床、空調設備、照明、サッシ等の改修を実施いたします。

それぞれの改修について、37ページと38ページの平面図にも記載しておりますので、御確認いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第12号について承認します。

議案第15号 令和5年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について

教育長

次に、議案第15号「令和5年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について」を議題といたします。

内容につきましては、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

学校教育監

39ページを御覧ください。

議案第15号「令和5年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について」、別紙のとおり制定するものです。

40ページを御覧ください。

令和5年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書採択基準（案）ですが、多賀城市教育委員会及び多賀城市立小・中学校教職員が教科用図書の調査研究を行う場合は、次に示す項目及び観点を基準とするものです。

1の小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準は、(1)から(4)までの4項目あり、それぞれ抜粋して説明します。

(1)内容に関することは、ア学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか、ウ社会適応能力の向上を図り、自立や社会参加を促す配慮がなされているか、ほか3点です。

(2)組織と配列に関することは、ア内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか、イ内容の分量や区分が適切であるか、ほか2点です。

(3)学習と指導に関することは、ア児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか、イ基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか、ほか3点です。

(4)表現と体裁等に関することは、ア表記、表現が適切であるか、イ児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するよう配慮されているか、ほか3点です。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。小野委員。

小野委員

特別支援学級用の図書について、どれだけ主体的、対話的で深い学びを促すような中身になっているか、ご存知でしたら教えてください。

教育長

学校教育監

学校教育監

一人で読むのではなく、サポートをするように、こういうこともできますよというものになっていると思います。

小野委員

そうしますと、教科用図書も一般用図書も、ずいぶん工夫をされてきているということでしょうか。

学校教育監

はい。例えばQRコードを掲載して映像を見られるようになっていたり、紙だけではなくてイメージしやすいものになっております。

小野委員

わかりました。ありがとうございました。

教育長

ただ今、図書館3階の展示スペースで教科書展示会が行われていて、そちらでも見られるようになっております。

その他に質疑はございませんか。

(「はい」の声あり)

教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第15号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第15号について原案のとおり決定します。

議案第16号 多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について

教育長

次に、議案第16号「多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案第16号多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について説明させていただきます。

本件は、多賀城市学校給食センター運営審議会委員である吉川麦委員から、多賀城八幡小学校父母教師会副会長の職を退いたことに伴い6月13日付けで委員を退任したい旨の退任届が提出されましたので、この申し出に基づき解職し、あわせてその後任として、同小学校父母教師会の会長である日向しの氏を本年7月1日付けで委員に委嘱するものです。

また、現天真小学校長である高橋大介氏を新たに委員として委嘱するものです。これは、前天真小学校長であった佐々木朝海氏の後任として、本年7月1日付けで委嘱するものです。

後任者の任期につきましては、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとなります。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第16号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第16号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

教育長

その他、議題としたい事項はございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和4年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後1時52分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和4年7月27日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印